

イ 事実関係整理表

- ・ 関係者一覧
- ・ 逢初川土石流災害の
事実関係整理表

関係者一覧

関係者	関係者の説明
A社	前土地所有者
B社	盛土造成実行行為者（B社の名刺を有する者）
C者	現土地所有者
D社	土採取等規制条例届出書 現場責任者（2007. 4. 9～） ※隣地区域の林地開発許可の施工者等
E社 Q氏	土採取等規制条例届出書 現場責任者（2009. 12. 10～） ※E社Q氏は、B社の名刺を有するが、Q氏がB社支配下にあったかどうか不明。
F社	木くず混じりの土砂の搬入者
G社	土砂の搬出元の一人
H社	赤井谷出入り業者
I社	隣接の宅地造成区域の開発者
J社	前土地所有者へ解体工事費用を貸し付けた者
K社	現土地所有者が経営するグループ会社
L社	現土地所有者が経営する建設部門のグループ会社
T者	不動産業者
U者	現土地所有者の代理人

熱海市逢初川土石流災害の事実関係整理表

文 書 名	内 容	静岡県	熱海市
		【公表文書】 公表ファイル番号	【公表文書】 引用文書
2006.9.21 (県東部農林事務所) 土地改変行為前の状況	逢初川原頭部では、土地改変行為は行われていない。 木や草が繁茂している状態。 【写真1】		
2006.9.21 (所有者) 土地取得	前土地所有者A社が当該地を含む土地を取得。 (約35万坪=A:1,169,780.43㎡)		【参考資料】 4頁写真
2006.10.2 (熱海土木事務所、熱海市) 風致地区内行為許可申請書	前土地所有者A社が、県風致地区条例に基づく風致地区内行為許可申請書(その1)を提出。(面積:9,446㎡ 行為の種類:土地の形質変更、木竹の伐採)	A001	A061002
2007.3.9 (県東部農林事務所、熱海市) 土の採取等計画届出書	前土地所有者A社が県土採取等規制条例に基づく土の採取等計画届出書を提出。	A009 A076 A089	A070309
2007.3.9 (熱海土木事務所) 土採取等規制条例届出書	(面積9,446㎡、盛土量36,276㎡、工期:許可日から12ヶ月)	A002	
2007.3.23 (熱海市) 風致地区内行為許可申請書	前土地所有者A社が、県風致地区条例に基づく風致地区内行為許可申請書(その2)を提出。(面積:9,297㎡、行為の種類:土地の形質変更、木竹の伐採)		A070323
2007.4.9 (県東部農林事務所、熱海市) 土の採取等計画届出書 (受理書)	市が県土採取等規制条例に基づく2007.3.9付けの土の採取計画届出書を受理。A社に対して受理書を交付。	A009 A076 A135	A070409
2007.4.9 (熱海土木事務所) (受理書)	※受理に際し「土砂の崩壊、流出等により災害が発生するおそれがあるときは、建設課と協議をし、災害を防止するための必要な措置を取ること。また、土砂の崩壊、流出により災害が発生した際は、早急に対策を講じるとともに、被災の補償を行うこと。」を「附帯条件」とした。	A003	
2007.4.11 (熱海市) 盛土計画現地調査	盛土計画地について現地調査。 前土地所有者A社が、七尾宮線終点付近で、土砂を盛り溢していることを確認。A社からヒアリングを行ったところ、A社は「仮置きである。」と主張。		A070411
2007.4.12 (熱海土木事務所、熱海市) 風致地区内行為許可書	前土地所有者A社に対し、県風致地区条例に基づく風致地区内行為について許可(その1)(その2)を通知。	A004	A070412-1 A070412-2
2007.4.25 (熱海市) 逢初川現地調査	逢初川を調査したところ、相当の濁りを確認。 県土採取等規制条例届出書の現場責任者D社に立会いを要請し、現場の状況を確認。仮設防災工事の施工を約束。		A070425
2007.4.27 (県東部農林事務所、熱海市) 口頭記録メモによる情報提供	市が県東部農林事務所に、前土地所有者A社によって森林法第10条の2の許可を得ないで1haを超える開発行為が行われている旨通報。	A005	A070427
2007.5.2 (県東部農林事務所) 事情聴取(口頭記録)	県東部農林事務所がA社に対して事情聴取。	A006	
2007.5.2 (県東部農林事務所) 伐採及び伐採後の造林の届出書	2007.5.22にA社から市に森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書が提出される。(届出地番が①区域と異なる。市受付印なし。)	A007	
2007.5.11 (熱海市) 風致地区内行為許可申請書	前土地所有者A社が市に県風致地区条例に基づく風致地区内行為許可申請書(その3)を提出。 面積:5,065.04㎡ 行為の種類:土石の地積		A070511
2007.5.22 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所、市が林地開発許可違反(疑い)に係る現地調査・現地指導を実施。 【写真2】	A008	
2007.5.23 (県東部農林事務所) 市からの資料提供(FAX)	市から県東部農林事務所へA社による林地開発許可違反(疑い)に係る資料が提供される。	A009	
2007.5.25 (県東部農林事務所) 森林法違反行為に係る整理表	A社の林地開発許可違反(疑い)について、事情聴取、現地調査等を踏まえ県東部農林事務所が情報整理。	A010	
2007.5.29 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所が林地開発許可違反(疑い)に係る現地調査・現地指導を実施。	A011	
2007.5.31 (県東部農林事務所) 森林法による文書指導	県東部農林事務所は、前土地所有者A社に対し、当該行為について、林地開発許可違反と判断し、森林法に基づき土地改変行為の中止、土地の形質変更面積の実測・求積図の提出、復旧計画書の提出等を文書指導。 (森林法10条の2第1項・林地開発許可違反面積 1.2329ha)	A012	
2007.5.31 (県東部農林事務所) 行政資料	A社による林地開発許可違反に係る経緯・対応に係る内部資料。	A013	
2007.6.4 (熱海市) 風致地区内行為許可	前土地所有者A社に対し、県風致地区条例に基づく風致地区内行為について許可(その3)を通知。		A070604

文 書 名	内 容	静岡県 【公表文書】	熱海市 【公表文書】
		公表ファイル番号	引用文書
2007.6.5 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所・県熱海土木事務所、市が林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。	A014	
2007.6.7 (県東部農林事務所) FAX送付	県東部農林事務所が2007.6.5現地調査復命書を県森林計画室(現森林保全課)に送付。	A015	
2007.6.7 (県熱海土木事務所) 記録簿	市、県土地対策室、県熱海土木事務所とで、盛土計画について協議。	A016	
2007.6.27 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所が林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。	A017	
2007.7.13 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所、市が林地開発許可違反に係る現地調査を実施。	A018	
2007.8.13 (県東部農林事務所) 現地写真	A社が県東部農林事務所に林地開発許可違反箇所の現地写真を持参。	A019	
2007.9.10 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所が林地開発許可違反に係る現地調査を実施。	A020	
2007.10.2 (県東部農林事務所) 求積図 (FAX受信)	A社から県東部農林事務所に林地開発許可違反に係る土地の求積関係資料が送付される。	A021	
2007.10.12 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所が林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。	A022	
2007.10.17 (県東部農林事務所) 求積図 (郵送)	A社から県東部農林事務所に林地開発許可違反に係る土地の求積関係資料が郵送される。	A023	
2007.10.25 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所が林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。	A024	
2007.11.26 (県東部農林事務所) 電話記録	市から県東部農林事務所へA社の林地開発許可違反に係る情報提供	A025	
2007.11.26 (県森林保全課) 電話記録	2007.11.26市から県東部農林事務所への情報提供について、県森林計画室(現森林保全課)と共有。	A026	
2007.12.14 (県東部農林事務所) 口頭記録	A社から県東部農林事務所に対し、伊豆山地内における林地開発行為の計画について事前相談。	A027	
2007.12.20 (県東部農林事務所) 口頭記録	A社から県東部農林事務所に対し、伊豆山地内における林地開発行為の計画について事前相談。	A028	
2008.1.21 (県熱海土木事務所) 記録簿	A社が、県東部農林事務所、県熱海土木事務所に対し、伊豆山の自社敷地への盛土にあたり、事業説明があった。	A029	
2008.1.24 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所、市が林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。	A030	
2008.1.24 (県東部農林事務所) FAX送付票	県東部農林事務所がA社に対し、森林計画図をFAXで送付する。	A031	
2008.2.22 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所、市が林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。	A032	
2008.2.26 (県東部農林事務所) 復旧計画書作成指導	県東部農林事務所は、A社に対し事務連絡(文書)により復旧計画の作成を指導。	A033	
2008.2.26 (県東部農林事務所) 事前相談 (口頭記録)	A社から県東部農林事務所に対し、林地開発行為の計画について事前相談。	A034	
2008.2.26 (県森林保全課) 口頭記録	A社から県森林計画室(現森林保全課)に対し、林地開発行為の計画について事前相談。	A035	
2008.3.7 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所、市が林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。	A036	
2008.3.25 (県東部農林事務所) 口頭記録	A社から、県東部農林事務所に対し、伊豆山赤井谷における林地開発許可違反及び林地開発行為の計画について問合せ。	A037	
2008.4.8 (県東部農林事務所) 電話記録	県東部農林事務所が市に対し、林地開発許可違反に係る他法令の措置状況を確認	A038	

文 書 名	内 容	静岡県 【公表文書】	熱海市 【公表文書】
		公表744番号	引用文書
2008.4.9 (県東部農林事務所) FAX受信	県東部農林事務所が市からの開発許可地に係る図面の提供を受ける。	A039	
2008.4.18 (県東部農林事務所) 電話記録	A社から県東部農林事務所に電話連絡。	A040	
2008.4.22 (県東部農林事務所) 復旧計画書案	A社から県東部農林事務所に林地開発許可違反に係る復旧計画書及び願末書の案が提出される。	A041	
2008.4.22 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所、市が林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。	A042	
2008.4.25 (県東部農林事務所) 電話記録	県東部農林事務所がA社に対し、林地開発許可違反に係る復旧計画書の修正を口頭指導。	A043	
2008.4.25 (県東部農林事務所) FAX送付	県東部農林事務所がA社に対し、林地開発許可違反に係る復旧計画書の修正についてFAX送付。	A044	
2008.4.28 (県東部農林事務所) 報告書	A社から県東部農林事務所に対し、林地開発許可違反に係る経緯の報告書が提出される。	A045	
2008.4.28 (県東部農林事務所) 復旧計画書	A社から県東部農林事務所に林地開発許可違反に係る復旧計画書が提出される。	A046	
2008.4.30 (県東部農林事務所) 復旧計画書(受理)	県東部農林事務所が2008.4.28付け復旧計画書を受理。	A047	
2008.7.25 (県東部農林事務所) 復旧工事完了報告書	前土地所有者A社が県東部農林事務所に森林法に基づく復旧工事完了報告書(2008年7月25日付け)を提出。 ・復旧工事完了日:2008年7月10日 ・復旧工事内容:苗木の植栽、種子吹付、(防災工事)	A048	A080728
2008.8.5 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所、市が林地開発許可違反に係る復旧工事の完了を現地確認。	A049	
2008.8.7 (県東部農林事務所) 復旧工事完了報告書(受理)	県東部農林事務所が2008.7.25付け復旧工事完了報告書の受理をA社に通知する。	A050	
2008.8.7 (県森林保全課) 復旧工事完了報告書(報告)	林地開発許可違反に係る復旧工事完了報告書の受理について、県東部農林事務所が県森林計画課(現森林保全課)に報告。	A051	
2008.8.7 (熱海市) 復旧工事完了報告書受理報告	県東部農林事務所が、熱海市に対し、前土地所有者A社が作成した上記復旧工事完了報告書を受理した旨を通知。		A080807
2008.8.12 (県東部農林事務所) 打合せ復命書	A社と県市関係課による伊豆山の開発計画に係る打合せ。	A052	
2008.8.22 (県東部農林事務所) 電話記録	県東部農林事務所が市に対し伊豆山赤井谷の残土処分について状況確認。	A053	
2008.12.12 (県防災局) 防災ヘリコプター撮影	防災局ヘリコプターによる撮影。 【写真3】		
2009.1.14 (県東部農林事務所) 電話記録	市から県東部農林事務所に対し伊豆山赤井谷の残土処分について状況報告。	A054	
2009.1.14 (熱海市) 風致地区内行為変更許可申請書	前土地所有者A社が市に県風致地区条例に基づく風致地区内行為変更許可申請書(その1)を提出。(工期変更) 着手:2008年4月13日 完了予定:2010年4月12日		A090114
2009.1.19 (県東部農林事務所) 電話記録	A社から県東部農林事務所に対し伊豆山赤井谷における残土処分について連絡。	A055	
2009.1.21 (県東部農林事務所、 県熱海土木事務所、 熱海市) 残土処分計画について協議 (打合せ復命書)	前土地所有者A社、県東部農林事務所、県熱海土木事務所及び市が、A社による熱海市伊豆山宇赤井谷における「埋土(盛土)計画」について協議。 ・県東部農林事務所は、違反行為があった場所ではあるが復旧した区域であり、林地開発許可を要する面積以下であるため法的に言うことはない旨説明。 ・県熱海土木事務所は、建初川の土砂流出を懸念。万全な防災工事を依頼。 ・市は、当初の届出(ロックフィルダム工法)の施工は困難であると思われるので、防災計画を含め設計の変更を促した。	A056 A057	A090121
2009.1.23 (熱海市、県熱海土木事務所) 風致地区内行為(変更許可)	前土地所有者A社に対し、県風致地区条例に基づく風致地区内行為について変更許可(その1)を通知。	A058	A090123

文 書 名	内 容	静岡県	熱海市
		【公表文書】	【公表文書】
		公表ファイル番号	引用文書
2009.2.5 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	伊豆山赤井谷に野積みされているコンクリートガラについて、市と県東部健康福祉センター、県東部農林事務所が現地調査。	A059	
2009.2.13 (県東部農林事務所) 事情聴取	伊豆山赤井谷に野積みされているコンクリートガラについて、市と県東部健康福祉センター、県熱海土木事務所、県東部農林事務所がA社に事情聴取、指導。	A060	
2009.2.27 (県東部農林事務所) 電話記録	伊豆山赤井谷に野積みされているコンクリートガラについて、市から県東部農林事務所に測量結果の報告。	A061	
2009.4.21 (県東部農林事務所) 打合せ復命書	県東部農林事務所と市がA社の新規開発に係る対応について打ち合わせを実施。	A062	
2009.4.21 (県東部農林事務所) 打合せ復命書	県東部農林事務所、市、A社が新規開発に係る打ち合わせを実施。	A063	
2009.5.14 (県東部健康福祉センター) 口頭記録	市と県東部健康福祉センターとの情報交換	A064	
2009.5.29 (県廃棄物リサイクル課) 復命書	県廃棄物リサイクル課による現地調査	A065	
2009.6.19 (県東部農林事務所) 電話記録	市が東部健康福祉センターと実施したD社への事情聴取の内容について、市から県東部農林事務所への情報提供	A066	
2009.6.24 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	市、県東部農林事務所による伊豆山赤井谷における残土搬入の状況確認。	A067	
2009.7.2 (県東部農林事務所、 県熱海土木事務所、熱海市) 事情聴取(打合せ記録)	県東部農林事務所、県熱海土木事務所及び市が、前土地所有者A社及び盛土造成部実行行為者B社に県土採取等規制条例等の変更の書類を提出するよう指導。	A069 A070	A090702
2009.7.2 (県森林保全課) 電話記録	県東部農林事務所から県森林計画室(現森林保全課)に2009.7.2事情聴取の結果を報告。	A068	
2009.7.21 (熱海市、県東部農林事務所) 伐採及び伐採後の造林の届出	前土地所有者A社が市に森林法に基づく伐採届出書を提出・面積:0.58ha (伐採期間:未記入、伐採跡地の用途:未記入)	A071	A090721
2009.9.7 (県廃棄物リサイクル課) パトロール実施結果報告書	県廃棄物リサイクル課による現地調査	A072	
2009.10.8 (県熱海土木事務所) 記録簿	県熱海土木事務所は伊豆山の漁師から連絡を受け、伊豆山港のにごりの状況を確認。	A073	
2009.10.9 (県熱海土木事務所) 記録簿	県熱海土木事務所は2009年10月8日の伊豆山港及び逢初川河口部のにごり調査をうけ、上流部を確認。【写真4】	A074	
2009.10.16 (県森林保全課) 現地調査復命書	県森林計画室(現森林保全課)、県東部農林事務所が伊豆山赤井谷の残土処理場の現地調査を実施。	A075	
2009.10.28 (熱海市) 土砂搬入協議日の決定	県熱海土木事務所から市に対し前土地所有者A社の土砂搬入について「相談に乗るので打合せをしないか」との提案。協議日を11月4日に決定。		A091028
2009.11.4 (県東部農林事務所、 県熱海土木事務所、熱海市) 協議(打合せ記録)	県熱海土木事務所、県東部農林事務所及び市がA社による伊豆山赤井谷における土採取等行為について協議。【写真5-(1)、5-(2)】	A076 A077	A091104
2009.11.6 (県森林保全課) 電話記録	県東部農林事務所が県森林計画室(現森林保全課)に2009.11.4打合せの内容を報告。	A078	
2009.11.6 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A079	
2009.11.6 (県東部健康福祉センター、 熱海市) 口頭記録	市と県東部健康福祉センターとの協議	A080	
2009.11.12 (県土地対策室) 復命書	市からの要望により、開発許可等で未完了のまま放置されている事業、土採取で施工不良により泥水が発生している事業について現地調査を実施。	A081	
2009.11.13 (県東部農林事務所) 事情聴取(口頭記録)	伊豆山赤井谷における残土処理について市が実施した盛B社への事情聴取に県東部農林事務所が立会。	A082	

文 書 名	内 容	静岡県 【公表文書】	熱海市 【公表文書】
		公表ファイル番号	引用文書
2009.11.13 (熱海市、県東部農林事務所、 熱海土木事務所) 土採取等規制条例文書指導	前土地所有者A社に対し、県土採取等規制条例に基づく文書指導を実施(文書発出)。 ①工期及び工法について変更の手続きを行うこと。 ②附帯条件に付した、災害を防止するための必要な措置をとること。 ③土採取行為面積を確定すること。	A083 A089	A091113
2009.11.13 (熱海市、県東部農林事務所、 熱海土木事務所) 伐採及び伐採後の造林の届出に係る 文書指導	前土地所有者A社に対し、森林法に基づく伐採及び伐採後の造林届出書(2009年7月21日交付)の補正又は再提出を文書にて要請(文書発出)。	A084 A089	A091113-1 A091113-2
2009.11.17 (県森林保全課) 電話口頭記録	県東部農林事務所から県森林計画室(現森林保全課)に対し、2009.11.13打合せの内容を報告。	A085	
2009.11.17 (熱海市) 会社訪問、指導	前土地所有者A社を訪問。11月13日の指導事項すなわち、工期及び工法についての変更の手続きを11月30日までにを行うこと、災害防災上の措置を取ること、土地採取行為面積を確定することを指導。		A091117
2009.11.18 (熱海土木事務所、 県東部農林事務所) 市内面報告	市の内部報告。 A社の開発に係る状況報告。	A086 A089	
2009.11.26 (県廃棄物リサイクル課(県東部健康福祉センター)) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A087	
2009.11.30 (県東部農林事務所) 口頭記録	市から県東部農林事務所へA社に関する情報提供。	A088	
2009.12.1 (熱海土木事務所、 県東部農林事務所、熱海市) 会議記録	熱海土木事務所、県東部農林事務所及び市がA社による伊豆山赤井谷における土採取等行為について協議。 前土地所有者A社が11月に市に提出した求積図(1ha超)を熱海土木事務所及び県東部農林事務所とも共有。	A089	A091201-1 A091201-2 A091201-3
2009.12.3 (県森林保全課) 口頭記録	県東部農林事務所から県森林計画室(現森林保全課)に伊豆山赤井谷の残土処理における市の指導状況について報告。	A090	
2009.12.9 (県東部農林事務所) 土の採取等変更届出書	A社から土の採取等変更届出書が市に提出される。	A135	
2009.12.10 (熱海市、県東部農林事務所) 土の採取等変更届(受理)	前土地所有者A社が市に県土採取等規制条例に基づく土の採取等変更届(第1回)を提出。市がA社の変更届を受理。 変更内容は以下の通り。 ①工法：ロックフィル→土塚場 ②面積：9,446㎡→9,695.89㎡ ③工期：2007年4月9日～2008年4月8日 →2007年4月9日～2010年4月8日 ④現場責任者：D社→E社	A135	A091210
2009.12.14 (県森林保全課) 口頭記録	県森林計画室(現森林保全課)が県東部農林事務所へ伊豆山赤井谷の残土処理の状況を聞き取り	A091	
2009.12.18 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A092	
2010.1.5 (県東部健康福祉センター) 口頭記録	県東部健康福祉センターと市の協議	A093	
2010.3.11 (熱海市) 工期延長の申し出	現場責任者E社が市に工期の延長(6月末)を申し出る。 ・沈砂池の緑化は来月予定している。		A100311
2010.3.23 (県東部農林事務所) 土の採取等変更届出書、 変更届出書受理	前土地所有者A社が市に県土採取等規制条例に基づく土の採取等変更届書(第2回)を提出。(工期変更) 工期：2007年4月9日～2010年4月8日 →2007年4月9日～2010年7月8日 県土採取等規制条例に基づく土の採取等変更届書(第2回)受理。	A094 A135	A100323
2010.4.13 (県廃棄物リサイクル課) 復命書	県廃棄物リサイクル課による現地調査	A095	
2010.6.11 (県東部健康福祉センター) 電話口頭記録	県東部健康福祉センターから市への電話聴取	A096	
2010.6.14 (県廃棄物リサイクル課) A社等処理方針打合せ	県東部健康福祉センターと県廃棄物リサイクル課での打合せ	A097	

文 書 名	内 容	静岡県	熱海市
		【公表文書】 公表774#番号	【公表文書】 引用文書
2010.7.1 (県東部農林事務所) 事情聴取	伊豆山赤井谷における残土処分及びコンクリートガラ撤去について、県・市関係課がD社に事情聴取。	A098	
2010.7.1 (県東部健康福祉センター) 産業廃棄物処理施設等監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A099	
2010.7.1 (県東部健康福祉センター) 口頭記録	市からの情報提供	A100	
2010.7.6 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A101	
2010.7.9 (県東部健康福祉センター) 電話口頭記録	県東部健康福祉センターから市への問合せ	A102	
2010.7.16 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A103	
2010.7.20 (県森林保全課) 口頭記録	伊豆山赤井谷における残土処分の現状について、県東部農林事務所から県森林計画課(現森林保全課)に情報提供。	A104	
2010.7.26 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A105	
2010.8.20 (熱海市) A社との協議文発出	市が前土地所有者A社に工事の今後の予定について協議を行いたい旨の協議依頼文を発出。		A100820
2010.8.30 (熱海市) 現地調査	現地調査。崩れた土砂の整形作業を確認。 【写真6-(1)】		
2010.8.31 (県東部健康福祉センター、熱海市) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターと市が現地調査。盛土の土砂に木くずの混入を確認。 【写真6-(2)、6-(3)、6-(4)】	A106	A100831
2010.9.2 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書、事実申立書	B社(E社)からの事実申立書	A107	
2010.9.3 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A108	
2010.9.3 (県廃棄物リサイクル課) 口頭記録	神奈川県からの情報提供	A109	
2010.9.9 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書、 立入検査指導票	県東部健康福祉センターと市によるA社からの聴取結果	A110	
2010.9.9 (県廃棄物リサイクル課(神奈川県)) メール	神奈川県からの情報提供	A111	
2010.9.9 (県廃棄物リサイクル課、県東部健康福祉センター、熱海市) A社訪問、協議	県廃棄物リサイクル課、県東部健康保険センター及び市が、前土地所有者A社本社を訪問し、A社による土採取等行為ほかに関し、A社と協議。 木くずが混入している件については、県東部健康福祉センターが撤去を指導。		A100909
2010.9.16 (県廃棄物リサイクル課、 県東部健康福祉センター) 打合せ	県廃棄物リサイクル課と県東部健康福祉センターの打合せ	A112	
2010.9.17 (熱海市、県東部農林事務所) 土採取等規制条例文書指導	市が前土地所有者A社に対し、県土採取等規制条例に係る要請文書を発出。 ・土砂の撤入をしないこと。 ・完了届を提出して検査を受けること。	A135	A100917
2010.9.24 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A113	
2010.9.29 (県東部健康福祉センター) 電話口頭記録	県東部健康福祉センターがA社からの電話連絡	A114	
2010.10.7 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査 【写真7】	A115	

文 書 名	内 容	静岡県 【公表文書】	熱海市 【公表文書】
		公表ﾌｫｲﾄﾞ番号	引用文書
2010.10.8 (県東部健康福祉センター、 熱海市) 要請文書発出	県東部健康福祉センターと市が協議を実施。 市から前土地所有者A社に対し、県土採取等規制条例に係る 要請文書を出発。 「要請を無視して残土の搬入が行われており、土砂崩壊が発 生すると蓬初川水域の住民の生命と財産に危険を及ぼす可 能性があるので、即刻土砂の搬入中止を要請します。		A101008-1 A101008-2
2010.10.8 (県東部農林事務所) 土採取等規制条例文書指導	市がA社に対し県土採取等規制条例に基づく文書指導を実 施。	A135	
2010.10.8 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A116	
2010.10.12 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A117	
2010.10.13 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査 重機オペレーターからの聴取結果	A118	
2010.10.13 (熱海市) 現地調査	現地調査。 調圧槽の手前に大量の土砂を確認。 【写真8】		
2010.10.15 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A119	
2010.10.18 (県廃棄物リサイクル課(県東部健 康福祉センター)) メール	神奈川県との合同立入の予定連絡	A120	
2010.10.19 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A121	
2010.10.19 (熱海市) D社との協議	現場責任者D社と協議。土砂の搬入は暫く中止するよう要 請。成形を急ぐよう口頭指導。 →D社からは明日木くずの撤去を行うと回答を得る。		A101019
2010.10.20 (県東部健康福祉センター) 産業廃棄物等に係る検査(依頼)	現場進入路に置かれたがれきの取去検査	A122	
2010.10.20 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A123	
2010.10.25 (県廃棄物リサイクル課、県東部健 康福祉センター、神奈川県) G社への立入検査	県廃棄物リサイクル課、県東部健康福祉センター、神奈川県 3課の職員合同による、G社への立入調査	A124	
2010.10.26 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A125	
2010.10.26 (県廃棄物リサイクル課(神奈川 県)) メール	神奈川県からの合同立入後の連絡。 神奈川県からのG社に関する情報提供。	A126 A127	
2010.11.1 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A128	
2010.11.2 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査。 現場進入路に置かれたがれきの石綿含有検査。 ・結果⇒含有なし 【写真9】	A129 A130	
2010.11.4 (熱海市) A社と協議	前土地所有者A社と市が協議。 工期及び工法変更の手続きをすするよう再度指導。		A101104
2010.11.5 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査。 県東部健康福祉センターと市の打合せ。	A131 A132	
2010.11.8 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A133	
2010.11.8 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターがH社へ訪問	A134	
2010.11.10 (県東部農林事務所、県熱海土木事 務所、県東部健康福祉センター、熱 海市) 対策会議(記録)	伊豆山の土採取事業に係る県・市関係機関打合せ会議が開催 される。	A135 A136	A101110

文 書 名	内 容	静岡県	熱海市
		【公表文書】 公表ファイル番号	【公表文書】 引用文書
2010.11.10 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A137	
2010.11.11 (県森林保全課) 口頭記録	県東部農林事務所が2010.11.10関係機関打合せ会議の内容を 県森林計画課(現森林保全課)に情報提供。	A138	
2010.11.11 (県東部健康福祉センター) 復命書	県東部健康福祉センター等による打合せ	A139	
2010.11.15 (熱海市、 県東部健康福祉センター) 電話口頭記録	市から県東部健康福祉センターへの情報提供	A140	
2010.11.17 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A141	
2010.11.18 (熱海市、 県東部健康福祉センター) 電話口頭記録	市から県東部健康福祉センター宛の情報提供	A142	
2010.11.19 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書 立入検査指導票	県東部健康福祉センターによる現地調査	A143	
2010.11.24 (県東部健康福祉センター) 電話口頭記録	県東部健康福祉センターによる現地調査	A144	
2010.11.30 (県東部健康福祉センター) 産業廃棄物施設等 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A145	
2010.12.10 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A146	
2010.12.14 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A147	
2010.12.21 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A148	
2011.1.7 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A149	
2011.1.14 (県東部農林事務所) 口頭記録	一般からA社が保有する土地に係る開発規制について照会。	A150	
2011.1.14 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A151	
2011.1.14 (県東部健康福祉センター) 電話口頭記録	市から県東部健康福祉センターへの問合せ	A152	
2011.1.21 (県廃棄物リサイクル課、 県東部健康福祉センター) 打合せ(記録)	県東部健康福祉センターと県廃棄物リサイクル課の打合せ ・A社等処理方針打合せ	A153 A154	
2011.2.7 (県東部健康福祉センター) 電話口頭記録	県東部健康福祉センターから市への問合せ	A155	
2011.2.21 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A156	
2011.2.25 (熱海市) 登記情報	前土地所有者A社から現土地所有者C者へ土地所有者が変更		登記情報
2011.3.2 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A157	
2011.3.2 (県東部健康福祉センター) 産業廃棄物に係る検査(依頼)	逢初川下流の水質検査実施	A158	写真5
2011.3.4 (県森林計画課、 県東部農林事務所、熱海市) 現地調査復命書	県森林計画課(現森林保全課)、県東部農林事務所、市が伊豆 山赤井谷の残土処分場の現地調査を実施。 【写真10】	A159	A110304

文 書 名	内 容	静岡県	熱海市
		【公表文書】 公表ファイル番号	【公表文書】 引用文書
2011.3.8 (県廃棄物リサイクル課) A社等処理方針打合せ	県東部健康福祉センターとの打合せ	A160	
2011.3.10 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A161	
2011.3.10 (県東部健康福祉センター) 起案	A社、D社、J社、T社、F社等に対する18条報告を起案	A162	
2011.3.15 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A163	
2011.3.16 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書 登記簿謄本	県東部健康福祉センターによる現地調査	A164	
2011.3.16 (熱海市) 水質検査結果報告	県東部健康福祉センターが市に逢初川河川の水質検査結果(計量証明書)について通知。 (2011年3月2日に水質検査を実施したもの)		A110316
2011.3.17 (県土地対策課、 県東部農林事務所、熱海市) 会議(記録)	伊豆山赤井谷の不適切な開発行為及び土の採取等への対応方法について、県・市関係機関が打合せ会議を開催。 ・県土地対策課より、県土採取等規制条例は、届出という性格上指導力は弱い。 ・できれば他の法令と同時にすることが効果的。 ・しかしながら、現状他の法令は届出法しかない。	A165 A166	A110317
2011.3.25 (熱海市) 報告要求書発出	市は、県土地対策課及び県森林計画課と協議の上、前土地所有者A社に対し、県土採取等規制条例に基づく再要請並びに県風致地区条例に基づく報告要求書を発出し、今後の対応につき協議を行うよう要請。		A110325-1 A110325-2
2011.3.25 (県熱海土木事務所、 県東部健康福祉センター) 電話口頭記録	市からの情報提供	A167 A168	
2011.3.31 (県東部健康福祉センター) 回答受領	D社社員18条報告の回答を受領	A169 A170	
2011.4.11 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書、覚書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A171	
2011.4.20 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A172	
2011.4.27 (熱海市) 土採取の文書報告(発出)	市は、前土地所有者A社に、県土採取等規制条例に基づき、下記事項につき、文書による報告を求める文書発出し、「報告書の提出がされるまでの間については、届出箇所内での土砂の搬入等の行為を中止」するよう要請。 1. 土採取等事業の現況 (搬入した土量、搬入元、実施時期等の記載) 2. 現況に至った経緯 3. 今後行う具体的な安全対策と実施日程		A110427
2011.4.28 (県熱海土木事務所) 電話口頭記録簿	県熱海土木事務所が県東部農林事務所に森林法での規制の可否について協議。 また、県熱海土木事務所は市建設課に連絡。 市は、A社及び施工業者等に静岡県土採取等規制条例第13条に係る文書を2011年4月28日付け発出。	A173	
2011.5.9 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A174	
2011.5.16 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A175	
2011.5.18 (県熱海土木事務所) 電話口頭記録簿	2011.5.19の会議に先立ち、市に対し、県熱海土木事務所が会議内容について事前確認。	A176	
2011.5.19 (県東部健康福祉センター、 県熱海土木事務所、熱海市) 打合せ(記録)	前土地所有者A社、現土地所有者の(代理人)K者、不動産業者F者、県東部健康福祉センター、県熱海土木事務所及び市関係各種が協議。 前土地所有者A社及びK者等に対し、5月31日を期限として、再度県土採取等規制条例に基づく報告書の提出を要請。期日内の報告が得られない場合、県土地対策課と相談しながら行政処分を行うことを検討。	A177	A110519
2011.5.19 (県東部健康福祉センター) 起案	A社への18条報告再発出。	A178	

文 書 名	内 容	静岡県 【公表文書】	熱海市 【公表文書】
		公表771#番号	引用文書
2011.5.19 (県廃棄物リサイクル課) 復命書	A社、D社、J社、T社、F社等に対する18条報告を起案 (後日受け取った回答の写しを参考資料として添付。)	A179	
2011.5.20 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A180	
2011.5.30 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A181	
2011.6.2 (熱海市) 協議	上記期限(5月31日)までに、前土地所有者A社及びA社関係者のいずれからも回答がなかったため、市は、県と協議の上、県土採取等規制条例6条に基づくA社に対する措置命令の発出を視野に入れた対応を行うことを決定。		A110602
2011.6.10 (熱海市) 県への相談	市が県土地対策課に県土採取等規制条例第6条に基づく措置命令の発出に係る行政処分手法について相談。		A110610
2011.6.20 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A182	
2011.6.20 (県廃棄物リサイクル課、 県東部健康福祉センター) 18条報告書、事前申立書	A社、D社等から18条報告の回答と併せて、事実申立書を直し、指導を行った。	A183 A184 A185	
2011.6.20 (熱海市) 変更届	県土採取等規制条例に基づく変更届の提出期限は7月8日までである旨口頭指導した。		A110620
2011.6.24 (熱海市) 変更届要請通知発出	前土地所有者A社に対し、県土採取等規制条例に基づく変更届の提出を要請する旨の通知を発出。		A110624
2011.6.27 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A186	
2011.6.29 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A187	
2011.7.8 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A188	
2011.7.11 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A189	
2011.7.11 (熱海市、県公園緑地課) 是正(改善)命令	県公園緑地課から市に電話連絡。 ・是正(改善)命令は妥当であると思われる。 ・再度相手を呼び出し、監督処分すると通告した方が良い。		A110711-1
2011.7.11 (熱海市) A社、D社との協議	前土地所有者A社及びD社と市が協議。		A110711-2
2011.7.12 (熱海市) 現地立会い	前土地所有者A社、D社、不動産業者F者及び市が現地立会いを行い、A社において下記対策を実施することを確認した。 ①沈砂池対策 ②土砂流出防止対策及び排水対策 ③法面崩壊対策		A110712-1 A110712-2 A110712-3
2011.7.12 (熱海市) 土採取の変更届提出	前土地所有者A社が市に県土採取等規制条例に基づく土の採取等変更届(第3回)を提出。 ①工期変更:2010年4月8日～2010年7月8日 →2011年7月13日～2011年8月15日 ②責任者 E社→A社		A110712-4
2011.7.13 (熱海市、 県東部健康福祉センター) 電話口頭記録	市から県東部健康福祉センターへの情報提供	A190	
2011.7.13 (熱海市) 防災工事開始	現場責任者D社が県土採取等規制条例に基づく防災工事を開始。(職員が重機を確認) <u>【写真11】</u>		A110713-1 A110713-2
2011.7.19 (熱海市) 土採取の変更届受理	2011年7月12日の県土採取等規制条例に基づく土の採取等変更届(第3回)を受理。		A110719
2011.7.21 (熱海市) 県政地区内行為指示書再発送	市が、前土地所有者A社に対し、県風致地区条例に基づく報告を再度求める指示書を発送。		A110721
2011.8.2 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A191	

文 書 名	内 容	静岡県 【公表文書】	熱海市 【公表文書】
		公表774#番号	引用文書
2011.8.8 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A192	
2011.8.18 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A193	
2011.8.30 (熱海市) 工事写真提供提出	D社が市に法面整形工事写真候(防災工事の完了写真)を提出 【写真12】		
2011.8.30 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査 【写真13】	A194	
2011.9.14 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A195	
2011.9.16 (熱海市) 現地確認	現土地所有者C者、D社、不動産業者F者及び市が現場確認。		A110916
2011.10.4 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査 【写真14】	A196	
2011.10.4 (県産業物リサイクル課) 復命書	A社の開取りを行い、事実申立書を徹した。	A197	
2011.10.7 (熱海市) 法面整形	D社が重機を搬入し、法面整形(転圧)を実施。 【写真15】		
2011.10.19 (熱海市) 協議依頼	市が、前土地所有者A社に対し、A社が熱海市内で実施している赤井谷地区を含む開発事業に関し、今後の対応についての協議を文書で依頼。		A111019
2011.10.24 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A198	
2011.11.18 (熱海市) 土地所有者と協議	市が、現土地所有者C者、現土地所有者の代理人K者らと協議し、工期を2012年1月末、熱海市において、赤井谷地区出入ロへの門扉設置等を行うとともに、現所有者らの行う事業内容を①事業地北側法面の整地、②排水工の幅の拡大、③事業箇所全体の緑化等とすることを確認。		A111118
2011.12.13 (県東部健康福祉センター) 口頭記録	県東部健康福祉センターによるD社からの聴取	A199	
2011.12.14 (県東部健康福祉センター、 熱海市) K者からの聴取 (監視指導状況報告書)	現土地所有者C者の代理人K者は、熱海市に対し「A社はあてにならないことがよくわかった。今後の工事について、現土地所有者は、現土地所有者に対して行ってもよいと書いている。しかし、現土地所有者が工事を行う場合、A社の責任の所在を明らかにするとともに、県や市からの所有者に対する指示として対応して欲しいと考えている。」旨発言。	A200	A111214
2011.12.22 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A201	
2012.1.31 (熱海市) 工事完了報告	門扉設置工事が完了。		A120131
2012.2.3 (熱海市) 工事完了指導	現土地所有者C者が市に対し、2012年6月を目途に安全対策工事を完了する旨を約束。		A120203
2012.2.7 (熱海市) 安全対策工事依頼	市は、現土地所有者C者に対し、C者において安全対策工事を施工するよう要請する文書をCの代理人K者を通じて送付(2月8日K者に手交)。その際、K者は、現土地所有者が、現在沈砂池となっている箇所へコンクリートで構造物を造る等の計画を有していると発言。		A120207
2012.4.5 (県東部農林事務所) 現地調査復命書	県東部農林事務所が伊豆山赤井谷の残土処分場について現地調査を実施。	A202	
2012.4.6 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A203	
2012.5.8 (熱海市) 本地域の雨	2012年4月30日から5月3日にかけて伊豆地方は大雨となり、降り始めからの総雨量が網代観測所で279.5ミリであったが、赤井谷地区に大きな崩落はなく、法面小段に緑化が見られた。 【写真16】		
2012.5.22 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A204	

文 書 名	内 容	静岡県 【公表文書】	熱海市 【公表文書】
		公表ファイル番号	引用文書
2012.5.23 (県廃棄物リサイクル課、 県東部健康福祉センター) 口頭記録	D社社員からの聞き取り調査。	A205 A206	
2012.7.5 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A207	
2012.8.24 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A208	
2012.9.19 (熱海市) 電話連絡	現土地所有者の代理人K者から電話連絡。 C者は、「防災工事をしなくてはならない」との発言あり。		A120919
2012.9.27 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A209	
2012.10.19 (県東部健康福祉センター、 熱海市) 関係先訪問、協議実施	県東部健康福祉センター及び市が現土地所有者C者の関係先を訪問し、C者及び現土地所有者の代理人K者らと協議。 C者は2012年6月までに完了する予定であった「安全対策工事」を同年11月に再開したい」と発言し、その計画書を県及び市に提出すると表明。	A210	A121019
2013.1.9 (県東部健康福祉センター) C者からの文書	C者からの提出書面 「熱海市伊豆山宇赤井谷地内産廃処理について」通知	A211	
2013.1.11 (県東部健康福祉センター) 口頭記録	郵送で不達だったため、改めてD社社員に対し18条報告通知書を手交	A212	
2013.4.16 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A213	
2013.5.23 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A214	
2014.8.1 (県東部健康福祉センター) 口頭記録	D社が県東部健康福祉センター来庁	A215	
2014.9.17 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A216	
2014.10.15 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A217	
2015.2.12 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A218	
2015.4.16 (県東部健康福祉センター) 口頭記録	記者から県東部健康福祉センターへの取材	A219	
2015.4.21 (県廃棄物リサイクル課) 面談記録	県東部健康福祉センターに記者が来所した。	A220	
2015.5.13 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A221	
2015.5.14 (県廃棄物リサイクル課) 電話口頭記録	熱海警察署から取材に関する電話があった。	A222	
2015.5.29 (県東部健康福祉センター) 口頭記録	熱海警察署員が県東部健康福祉センターに来庁	A223	
2015.6.8 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A224	
2015.6.30 (県東部健康福祉センター) 口頭記録	熱海警察署員が県東部健康福祉センターに来庁	A225	
2015.7.5 (県東部健康福祉センター) パトロール業務日誌	委託民間業者による現地調査	A226	
2015.7.6 (県廃棄物リサイクル課、 熱海警察署) D社社員からの聴取結果	熱海警察署がD社社員から聴取した内容についての情報提供	A227	
2015.7.14 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A228	

文 書 名	内 容	静岡県	熱海市
		【公表文書】 公表ファイル番号	【公表文書】 引用文書
2015.9.14 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A229	
2016.1.7 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A230	
2016.2.15 (県東部健康福祉センター) 口頭記録	D社社員から県東部健康福祉センターへの電話連絡	A231	
2016.4.19 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A232	
2016.6.12 (県庭薬物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A233	
2016.6.20 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A234	
2016.7.9 (県庭薬物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A235	
2016.8.15 (県庭薬物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A236	
2016.9.6 (県庭薬物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A237	
2016.10.25 (県庭薬物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A238	
2016.11.7 (県庭薬物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A239	
2016.11.29 (熱海市、 県東部健康福祉センター) 市作成 「入社関連経過及び問題点」 (平成28年3月9日)	市から県東部健康福祉センター宛の情報提供	A240	A161129
2016.12.13 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A241	
2016.12.26 (県庭薬物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A242	
2017.1.10 (県庭薬物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A243	
2017.1.10 (県東部農林事務所、熱海市) 現地調査、伐採指導	市と県東部農林事務所が現地調査。 事業者N社が届出に記載した伐採期間前に着手していたことを 現地で確認したため、市が伐採の中止を指導。 (森林法10条の9第3項)		
2017.1.12 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A244	
2017.2.21 (県庭薬物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A245	
2017.3.6 (県庭薬物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A246	
2017.5.9 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A247	
2017.5.24 (熱海市) 現地調査	現地調査、異常なし。 【写真17】		
2017.6.5 (県庭薬物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A248	
2017.8.2 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A249	
2017.8.3 (県庭薬物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A250	

文 書 名	内 容	静岡県	熱海市
		【公表文書】 公表ファイル番号	【公表文書】 引用文書
2017.10.2 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A251	
2017.12.6 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A252	
2018.1.4 (県廃棄物リサイクル課) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A253	
2018.2.6 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A254	
2018.4.11 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A255	
2018.6.3 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A256	
2018.7.13 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A257	
2018.8.9 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A258	
2018.10.29 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A259	
2018.12.8 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A260	
2019.1.28 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A261	
2019.2.9 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A262	
2019.6.2 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A263	
2019.6.13 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A264	
2019.8.4 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A265	
2019.10.5 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A266	
2019.12.1 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A267	
2019.12.20 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A268	
2020.2.2 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A269	
2020.3.12 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A270	
2020.4.13 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A271	
2020.5.18 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A272	
2020.6.6 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A273	
2020.8.1 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A274	
2020.10.4 (県廃棄物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A275	

文 書 名	内 容	静岡県	熱海市
		【公表文書】 公表ファイル番号	【公表文書】 引用文書
2020.11.27 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A276	
2020.12.6 (県産薬物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A277	
2021.2.3 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A278	
2021.2.7 (県産薬物リサイクル課) 休日、夜間パト	委託民間業者による現地調査	A279	
2021.4.14 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	A280	
2021.6.30 (県東部健康福祉センター) 監視指導状況報告書	県東部健康福祉センターによる現地調査	【写真18】 A281	
2021.7.3 (熱海市伊豆山) 発災	逢初川土石流災害発災		
2021.8.2 (県熱海土木事務所) 崩落後の現場	崩落後の盛土下端部	【写真19】	

※本表は、県及び市において、逢初川土石流災害に関する公表文書である。
 ※県の「公表ファイル番号」及び市の「引用文書」欄に書かれた番号は、公表文書番号である。
 なお、公表文書については、県及び市のホームページに掲載されているため、ここでは添付しない。

ウ 関係者ヒアリング結果の 概要

- ・ ヒアリング結果（概要）

ヒアリング結果（概要）

1 ヒアリングの実施

- (1) 実施期間
令和3年11月15日～11月19日（5日間）
- (2) 実施者
難波副知事、法務文書課（計4名）
- (3) 対象者
OB職員を含む39名
- (4) 聴取内容
公表した資料で判明できなかった点など

2 ヒアリングの結果

- (1) 当初計画（土の採取等計画届出）から林地開発許可違反等に対する期間（2007年3月9日～2008年8月7日までの期間）

<事業者の行為>

・A社は、2007年3月9日付けで土採取条例に基づく土の採取等計画届出書を市に提出し、同21日付けで県風致地区条例に基づく風致地区内行為許可申請書を市に提出し、市から附帯条件付きの4月9日付け受理書及び条件付きの4月12日付け許可書の交付を受け、本件土地の改変行為に着手した。着手直後から、森林法の林地開発許可違反が発生した。これに対し県は森林の復旧を指示した。

- ① 森林部局（東部農林事務所、県建設部森林計画室）
 - ・組織の対応について、「当時の処理は落ち度なく対応できたと思う。盛土そのものは存在していなかった。」との証言があった。業者に対しては、「現地確認を行った際、目前で廃棄物を処分しようとしたことがあり、それを止めたことがあった。小規模な伐採をしていた記憶がある。」との証言もあった。
 - ・危険の予見については、「現場は見たことがあるが、危険性は感じなかった。今回の崩落にとっても驚いている。」との証言があった。
 - ② 土木部局（熱海土木事務所、県建設部土地対策室）
 - ・当時、現場を下流から歩いた職員からは、「崩落の危険性は感じなかった。」との証言があった。
 - ・業者に対して、「A社代表が大きな声を出すなど、職員への影響があったと思う。」との感触を持つ職員がいた。
- (2) 土の採取等計画の変更計画と異なる高さの盛土の造成に対する期間（土地所有者の変更まで）（2008年8月8日～2011年2月25日までの期間）

<事業者の行為>

- ・2008年8月12日、A社は残土処理場としての利用計画を県、市に説明したが、これは開発行為が1haを超える場合は、林地開発許可が必要となるため、逢初川源頭部を1ha未満で残土処理場として利用することに計画変更したものと推定される。
- ・当初の届出の土採取等計画では、盛土下端には大規模ロックフィル堤体を設置する計画となっていたが、ロックフィル堤体を設置せず、林地開発違反の是正のため設置した小規模の転石積土留及び丸太土留柵をそのまま利用して残土を上部に搬入した。
- ・2009年7月20日、A社は、0.58haで森林法の伐採届を市に提出し、その後、同年12月9日、「土の採取等変更届書」(第1回)(盛土量36,640㎡、工期を2010年4月8日まで延長、工法をロックフィルから土堰堤に変更)を提出した。
(注：この変更届出書の内容は実際の現場とは大きく異なった虚偽申請の疑いのあるものだったことが、2021年9月に判明した。)
- ・A社は、「土の採取等変更届出書」(第2回)の工期(2010年7月8日まで)を過ぎても完了届を提出せず、工事中止と完了届の提出を求めた市の要請を無視して残土の搬入を続けた。
- ・2010年8月、市から県へ、現場に木くずが埋まっているとの情報提供があり、現地調査において、木くずの混入を確認したため、東部健康福祉センターが指導を行った。その後も、複数関係者により残土や廃棄物(木くず)が搬入された。
- ・盛土は365～400mまでの間、及び道路を挟んでその上部にまで盛土がされており、総盛土量は7万㎡以上と推定される。盛土は、転圧されず、ゆるい状態であり、地中及び表面の有効な排水設備がないことなどから、盛土の崩落が何度も発生していた。
- ・このような状態にあるにもかかわらず、2010年11月4日、A社とD社は市を訪問し、もっと土砂を入れたいと申し立てたが、市は認めないこととした。

① 森林部局(東部農林事務所、県建設部森林計画室)

- ・A社に対しては、「今後、森林法違反にならないよう何度も釘をさした。」との証言があった。また、市から改変面積が1haを超えている可能性について、問われたものの、「事業者が1ha未満での行為を明言していること、1haを超える事案であるか否か微妙な案件は多数あり、基本的には測量は事業者又は市が実施するものであり、県自らが測量を実施して面積を確定することは行っていない。」との証言もあった。
- ・さらには、「1ha未満の開発は所管外で市の範疇との認識であった。」「求積図は復旧面積を含めたものであった。」との証言もあった。
- ・また、「当時は市が中心となって対応するというスタンスであり、市からは、これは林地開発であり、県が対応すべきではないのかといった発言は一度もなかった。」との証言もあった。
- ・情報共有については、「重要案件と考えず、また、危険との報告がなかったこともあり、本庁部長等に報告する案件ではなかった。」との証言があった。
- ・危険の予見については、「現場は荒れていた、雨が降れば、にぎり水や小崩落はあると思った。」との証言があった。森林計画室も「現場が危険であると聞いていなかった。」との認識であった。
- ・A社に対しては、「事務所全体として信用してはいけない。」「代表が常に高圧的で怒

鳴っている。」「指導に従う意思はなかった。」などの印象を持っていた職員が多数、存在した。

② 土木部局（熱海土木事務所、県交通基盤部土地対策課）

- ・2010年11月10日に開催された会議について、「熱海市からの相談を受けて開催、土木事務所は河川管理担当として会議出席していた。盛土は担当外であった。」「『行政代執行』とあるのは、行政代執行を見据えて対応していくということ、ただ、もし、行政代執行となった場合には、多額の費用がかかることは共有されていた。」との証言があった。
- ・情報共有については、「歴代の所長に経緯を説明した。2009年と2010年には熱海土木事務所管内全体の視察の一部として本庁局長を、2011年には本庁部長を現場に案内した。」と証言がある一方、「事務所としては、本件は事務所の中では重要案件ではなかった。」「重要案件という認識であれば本庁部長に報告していたが、この案件はそれほど重要でないと考えたと思う。」などの証言が多数であった。
- ・危険の予見については、「盛土全体の崩落を想像することはなかった。」「にぎり水の発生は覚えているが、まさかこれほどの大崩落が起こるとは考えもしなかった。」との認識であった。
- ・A社の印象として、「つきあいたくない相手」、「元々、残土処理が目的、宅地開発は時間稼ぎとの認識」という証言があった。

③ 廃棄物部局（東部健康福祉センター、県くらし・環境部廃棄物リサイクル課）

- ・「(2010年度)当時、代執行案件が2件あり、それらに比べてこの件を重要視していなかった。」との証言があった。組織内の情報共有については、「センター内部長までの報告は行ったが、センター長までは報告していない。」という証言があった。
- ・盛土について、「地面がグズグズしていたので、流れるのではないかと思っていた。その後、大雨で崩れたが、種子吹きつけを行っていたので、それなりの対策をしていると認識していた。」との証言があった。
- ・関わりのあった業者全体について、「お互いが『自分は責任者ではない。』と主張し、事務所としても現場責任者を的確に把握できなかった。」との証言があった。

(3) 土地所有者が変更となった以降の期間（2011年2月25日以降）

＜事業者の行為＞

- ・A社が所有していた本件盛土の現場を含む一体の土地の所有権が2011年2月25日、C者に移転された。
- ・A社による土採取等変更届による工期は2010年7月8日までだが、出来形に関する是正、廃棄物処理法に基づく指導が行われているうちに中断、放置され、沈砂地は設置されているものの、盛土面の植栽・緑化や排水の不備により、法面からの土砂流出が生じている。
- ・2011年6月、市は、A社に対して措置命令を行う旨の決定をしたが、措置命令は執行されなかった。

- ・C者から東部健康福祉センター所長宛てに、A社が投棄した廃棄物の撤去作業の放置及び逢初川源流上部土地崩落現場の修復工事の放置につき、善意をもって解決する覚悟であるとする書面が提出された。この中で、伊豆山漁港及び逢初川下流水域への土砂崩壊による二次災害防止の安全対策工事を施工する旨記載されている（2013年1月9日付け）。
- ・本件現場の防災工事に関わったというD社のO氏が東部健康福祉センターに来所し、現場の危険性を伝えて、県庁の砂防課にも同様の電話をしたなどの情報提供があった（2014年8月1日）。また、その後、同氏は、「いつか崩落するおそれがある」などと同所に電話した（2016年2月15日）。

① 森林部局（東部農林事務所、県交通基盤部森林計画課）

- ・2011年3月の会議については、「1haギリギリの申請は頻繁にある事案で、まずは市が対応することとなる。本件については、正確な面積が分っていなかった。」「この会議で『市の対応が基本』となった、その後、市から情報もらったという認識はなく、把握していなかった。」との証言があった。また、『市の対応が基本』との結論は、県と市がお互いに了解していた。県と市は綿密に連絡を取りながら対応しており、県が一方的に拒む姿勢を見せたことはなかった。」との証言もあった。
- ・現場に行った職員からは、「定期的に現場に行ったが、このような大災害が起こるとは思っていなかった。」「当時、伊豆山地区の危険性については認識がなかった。」との証言があった。

② 土木部局（熱海土木事務所、県交通基盤部土地対策課）

- ・2011年3月の協議について、「市が対応することが基本との結論になったことにより、それ以降は特別なことを行った記憶がない。」「市は3月の会議では命令を出す意気込みがあったが、6月以降は連絡がなかった。」との証言があった。
- ・2011年6月に市が措置命令を決定したことについて、「文書の体裁についてやりとりをしたと思う。」と証言があり、その後市が措置命令を中止をしたことについて、当時の職員にその明確な記憶はなかった。
- ・また、当時の土木事務所職員の一人は、「本件について危惧するとともに、機会あるごとに、市に対して、指導にとどまるのではなく、強制措置をとる必要があることを助言した。」との証言があった。また、市が措置命令を中止したことについて、「当時の市の管理職から土木事務所長に対し、命令を取り下げること、あとは市に任せて欲しいとの話があったが、措置命令の中止の詳細は承知していない。」との証言もあった。
- ・本件現場に関わった者からの情報提供について、当時の砂防課の職員からは「電話があった記憶は若干残っているが、課内で情報を共有した記憶はない。」「重要度が高い場合、上司に報告したはずである。」との証言があった。
- ・情報共有としては、「土木事務所としては、本件について、市に助言した覚えはあるが、本庁部長等に報告する必要がある案件とは考えていなかった。」「2010年から2011年、2011年から2012年にかけて、新旧土木事務所長間で「引き継ぎはなかった。」などの証言があった。

- ・現場の危険性については、「適切な排水処理を行えば解消できると考えており、大規模崩落が発生するという認識はなかった。」とのことであった。また、「当時、大きな台風があったが当該地区は流されなかったので、安全性を危惧したことはなかった。」との証言もあった。
- ・業者については、「A社やD社はのりくりとした業者であり、会議を欠席するなど、全く相手にならなかった。」「市は大変だったと思う。身に危険が及ぶ相手と聞いたことがある。たとえ措置命令を出しても従うような相手ではなかった。」との証言があった。

③ 廃棄物部局（東部健康福祉センター、県くらし・環境部廃棄物リサイクル課）

- ・本件現場に関わった者からセンターに情報提供があったことについて、「まずは、廃棄物の観点からの情報に注視しており、『砂防課にも電話した』とのことであったため、盛土の安全性等については所管部局で対応するものと判断した。」と証言があった。また、「自己の利益のための情報提供ではないかとの認識であった。」との証言もあった。
- ・現場の様子として、「木が伐採されているとは思ったが、盛土の認識はなかった。」「盛土は、担当部局がそれなりに対応すると思っていたが、崩れるとは思っていなかった。」との証言があった。
- ・業者について、「現土地所有者のC者は、A社、D社に比べれば信用できる感覚があった。A社やD社は首謀者が分からないよう、ごまかしていた。」との証言があった。

3 関係者一覧（参考）

関係者	関係者の説明
A社	前土地所有者
B社	盛土造成実行行為者
C者	現土地所有者
D社 O氏	土採取条例届出書 現場責任者（2007.4.9～） ④区域の林地開発許可の施工者 ⑥区域のコンクリートがら搬出元の現場請負者

工 關係法規集

- ・ 關係法令抜粹

関係法令抜粋

●静岡県土採取等規制条例

(土の採取等の計画の届出)

第3条 土の採取等を行おうとする者は、当該土の採取等に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該土の採取等を行う場所ごとに、土の採取等の計画を定め、知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために土の採取等を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。(以下、略)

(変更の届出)

第4条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第2項第3号から第9号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の15日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更の勧告)

第5条 知事は、第3条第1項若しくは第3項又は前条第2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る土の採取等に伴い、土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該土の採取等の計画の全部又は一部の変更を勧告することができる。

(措置命令)

第6条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで土の採取等を行つているときその他土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該土の採取等を行つている者に対し、期限を定めて、当該土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(停止命令)

第7条 知事は、土の採取等を行つている者が前条の規定による命令に従わないとき、又は土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、当該土の採取等を行つている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、第3条第1項の規定に違反して届出をせず、又は同項若しくは第4条第2項の規定による届出に係る第3条第2項第3号から第9号までに

掲げる事項の内容に違反して、土の採取等を行つている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(完了等の届出)

第8条 第3条第1項又は第3項の届出をした者は、当該届出に係る土の採取等を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(土の採取等の跡地に係る措置命令)

第9条 知事は、土の採取等に係る跡地について、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため必要があると認めるときは、当該土の採取等の完了の日又は廃止の日から2年間に限り、当該土の採取等を行つた者に対し、期限を定めて、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土の採取等の跡地の緑化等の勧告)

第10条 知事は、土の採取等に係る跡地の周辺の環境の保全のため必要があると認めるときは、土の採取等を行つた者に対し、当該土の採取等に係る跡地について緑化等必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

※第3条から第10条については、1ha未満の行為は「静岡県事務処理の特例に関する条例」により、2000年4月から熱海市に権限移譲

●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊(傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。)、土石流(山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。～(略)～。)若しくは地滑り(以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。)又は河道閉塞による湛たん水を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

(土砂災害特別警戒区域)

第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域並びにその発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項を定めてするものとする。
- 3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。

4～9 略

(特定開発行為の制限)

第十条 特別警戒区域内において、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるもの(以下「特定開発行為」という。)をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、(以下、略)。

2 略

(建築制限)

第十九条 第十条第一項の許可を受けた開発区域(特別警戒区域内のものに限る。)内の土地においては、前条第三項の規定による公告があるまでの間は、第十条第一項の制限用途の建築物を建築してはならない。

● 静岡県風致地区条例

(趣旨)

第一条 この条例は、都市計画法第58条第1項の規定に基づき、同法第二章の規定により定められた風致地区(面積が10ヘクタール以上のものに限る。以下同じ。)内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可を要する行為)

第二条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事～(中略)～の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石の類の採取
- (5)～(7) 略

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。

(1)～(6) 略

- (7) 面積が10平方メートル以下の宅地の造成等で、高さが1.5メートル

を超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(8) 次に掲げる木竹の伐採

ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
イ～オ 略

(9)～(13) 略

- 3 国、県、中核市、特例市若しくは静岡県事務処理の特例に関する条例の規定に基づきこの条例の規定により知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町の機関又は規則で定める公共的団体(以下この項において「国の機関等」という。)が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

(許可事項の変更)

第6条の2 第2条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとする場合には、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、～(略)～。

2 略

(標識の掲出)

第6条の3 第2条第1項又は前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を行う期間中、当該行為を行う場所の見やすい箇所に、規則で定めるところにより、標識を掲げなければならない。

(行為の承継)

第6条の4 許可を受けた者から、当該許可に係る行為を行う権原を取得した者は、規則で定めるところにより、速やかに知事に届け出なければならない。

(行為の完了又は中止の届出等)

第6条の5 許可を受けた者が、当該許可に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者が、当該許可に係る行為を中止したときは、規則で定めるところにより、速やかに知事に届け出るとともに、当該許可に係る行為地を原状に回復する等風致の維持に必要な措置を講ずるものとする。

●森林法

(開発行為の許可)

第十条の二 地域森林計画の対象となつてゐる民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、

森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、～(以下、略)～。

- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
 - 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
 - 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
 - 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
 - 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3～5 略

- 6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。

(監督処分)

第十条の三 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第四項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

(伐採及び伐採後の造林の届出等)

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。(以下、略)

(伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等)

第十条の九 市町村の長は、前条第一項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期

間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。

2 (略)

3 市町村の長は、前条第一項の規定により届出書を提出した者の行っている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従って伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。

4 市町村の長は、前条第一項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。(以下、略)

(森林経営計画に係る森林の伐採等の届出)

第十五条 認定森林所有者等は、当該森林経営計画の対象とする森林につき当該森林経営計画において定められている立木の伐採又は造林をした場合その他農林水産省令で定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長にその届出書を提出しなければならない。

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(投棄禁止)

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(報告の徴収)

第十八条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者又は産業廃棄物処理施設の設置者、情報処理センター、第十五条の十七第一項の政令で定める土地の所有者若しくは占有者又は指定区域内において土地の形質の変更を行い、若しくは行つた者その他の関係者に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理又は同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内におけ

る土地の形質の変更に関し、必要な報告を求めることができる。(以下、略)
(立入検査)

第十九条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物若しくは第十五条の十七第一項の政令で定める土地に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。(以下、略)

(改善命令)

第十九条の三 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者(事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者(以下この条において「事業者等」という。)並びに国外廃棄物を輸入した者(事業者等を除く。))に限る。)に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一～三 略

(措置命令)

第十九条の五 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、次に掲げる者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。(以下、略)
(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)

第十九条の八 第十九条の五第一項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じな

いときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。(以下、略)

●河川法

(目的)

第一条 この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

(河川管理の原則等)

第二条 河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行なわれなければならない。

2 河川の流水は、私権の目的となることができない。

(河川及び河川管理施設)

第三条 この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。

2 この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰せき、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯その他河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を排除し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。

(二級河川)

第五条 この法律において「二級河川」とは、前条第一項の政令で指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。

2 都府県知事は、前項の規定により河川を指定しようとする場合において、当該河川が他の都府県との境界に係るものであるときは、当該他の都府県知事に協議しなければならない。

3～7 略

(二級河川の管理)

第十条 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

2～4 略

(流水の占用の許可)

第二十三条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、～略～。

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可)

第二十九条 第二十三条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深淺等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為について

- は、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。
- 2 二級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

●静岡県砂防指定地管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、砂防法及び砂防法施行規程の規定に基づき、砂防指定地及び砂防設備の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「砂防指定地」とは、法第2条の規定により国土交通大臣の指定した土地をいう。

2 この条例において「砂防設備」とは、法第1条に規定する砂防設備をいう。

(行為の制限)

第3条 砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為及び治水上砂防のため支障を来すおそれが少ない行為として規則で定める行為については、この限りでない。

- (1) 施設又は工作物の新築、改築、移転又は除却
- (2) 竹木の伐採又は滑り降ろし若しくは地引きによる運搬
- (3) 土地の掘削、開墾、盛土その他土地の形状を変更する行為
- (4) 土石又は砂れきの採取、集積又は投棄
- (5)～(7) 略

2 略

(許可の基準)

第4条 知事は、前条第1項の許可の申請があった場合には、その申請に係る行為が規則で定める基準に適合すると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

(経過措置)

第5条 砂防指定地の指定の際現に当該砂防指定地内において権原に基づき第3条第1項各号のいずれかに該当する行為をしている者は、従前と同様の条件により、当該行為について同項の許可を受けたものとみなす。

(許可の特例)

第6条 国又は地方公共団体が行う第3条第1項各号に規定する行為については、知事との協議が成立することをもって同項の許可を受けたものとみなす。

(変更の許可)

第7条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとする場合には、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、～略～。

2 第3条第2項、第4条及び前条の規定は、前項の許可について準用する。

●砂防法

第一条 此ノ法律ニ於テ砂防設備ト称スルハ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノヲ謂ヒ砂防工事ト称スルハ砂防設備ノ為ニ施行スル作業ヲ謂フ

第二条 砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ国土交通大臣之ヲ指定ス

第三条 此ノ法律ニ規定シタル事項ハ政令ノ定ムル所ニ従ヒ国土交通大臣ノ指定シタル土地ノ範圍外ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノニ準用スルコトヲ得

第四条 第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テハ都道府県知事ハ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スルコトヲ得

② 前項ノ禁止若ハ制限ニシテ他ノ都道府県ノ利益ヲ保全スル為必要ナルカ又ハ其ノ利害關係一ノ都道府県ニ止マラサルトキハ国土交通大臣ハ前項ノ職權ヲ施行スルコトヲ得

第五条 都道府県知事ハ其ノ管内ニ於テ第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ヲ監視シ及ヒ其ノ管内ニ於ケル砂防設備ヲ管理シ其ノ工事ヲ施行シ其ノ維持ヲナスノ義務アルモノトス

第六条 砂防設備ニシテ他ノ都道府県ノ利益ヲ保全スル為必要ナルトキ、其ノ利害關係一ノ都道府県ニ止マラサルトキ、其ノ工事至難ナルトキ又ハ其ノ工費至大ナルトキハ国土交通大臣ハ之ヲ管理シ、其ノ工事ヲ施行シ又ハ其ノ維持ヲ為スコトヲ得

② 前項ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ其ノ砂防設備ニ因リ特ニ利益ヲ受クル公共団体ノ行政庁ニ対シ其ノ工事ノ施行又ハ其ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

③ 本条ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ此ノ法律ニ依リ都道府県知事ノ有スル職權ヲ直接施行スルコトヲ得

第七条 都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共団体ノ行政庁ニ対シ砂防工事ノ施行又ハ砂防設備ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

第八条 他ノ工事、作業其ノ他ノ行為ニ因リ砂防工事ヲ施行スルノ必要ヲ生スルトキハ都道府県知事ハ其ノ行為ヲナシタル者ヲシテ其ノ工事ヲ施行シ又ハ其ノ砂防設備ノ維持ヲナサシムルコトヲ得

●都市計画法

(開発行為の許可)

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。(以下、略)

(公共施設の管理者の同意等)

第三十二条 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

- 2 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。
- 3 前二項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前二項の協議を行うものとする。

(報告、勧告、援助等)

第八十条 国土交通大臣は国の機関以外の施行者に対し、都道府県知事は施行者である市町村又はこの法律の規定による許可、認可若しくは承認を受けた者に対し、市町村長はこの法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすることができる。

- 2 市町村又は施行者は、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、都市計画の決定若しくは変更又は都市計画事業の施行の準備若しくは施行のため、それぞれ都市計画又は都市計画事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

(監督処分等)

第八十一条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

●宅地造成等規制法

(宅地造成に関する工事の許可)

第八条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項又は第二項の許可を受けて行われる当該許可の内容(同法第三十五条の二第五項の規定によりその内容とみなされるものを含む。)に適合した宅地造成に関する工事については、この限りでない。(以下、略)

(工事完了の検査)

第十三条 (略)

- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果工事が第九条第一項の規定に適合し

ていると認めた場合においては、国土交通省令で定める様式の検査済証を第八條第一項本文の許可を受けた者に交付しなければならない。

(立入検査)

第十八條 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第八條第一項、第十二條第一項、第十三條第一項、第十四條第一項から第四項まで又は前條第一項若しくは第二項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該宅地に立ち入り、当該宅地又は当該宅地において行われている宅地造成に関する工事の状況を検査することができる。(以下、略)
※第8條、13條、18條については、「静岡県事務処理の特例に関する条例」により、2006年4月から熱海市に権限移譲

●行政手続法

(処分の基準)

第十二條 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(弁明の機会の付与の方式)

第二十九條 弁明は、行政庁が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

(以下、略)

第三十條 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(以下、略)